

令和2年4月 四万十市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年4月6日(月) 午後2時30分～午後3時30分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 13名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	11	伊勢脇精藏	17	尾崎 征洋
3	井上 靖好	12	土居 忠栄		
4	加用 雅啓	13	清水 優志		
7	遠地美千代	14	新玉 年一		
8	弘田 美和	15	正木 卓夫		
9	山本 官	16	岡崎 誠		

※農地利用最適化推進委員は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、招集せず。

4 欠席委員

(1) 農業委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	5	安藤 久徳	6	谷崎 容子
10	芝 順子	18	福留 宣彦	19	畠中 温喜

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	主幹	宮川 昭人
事務局長補佐	吉田 貴浩	主事	東 昭伸
事務局長補佐	渡辺 昌彦	主事	永野 ほのか
係長	柴 秀樹		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番～3番)
- 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番～2番)
- 第3号議案 農用地利用集積計画(案)について(1番～7番)
- 第4号議案 農用地利用配分計画(案)について(1番)

報告事項

その他

7 連絡事項

○事務局

只今から「四万十市農業委員会4月総会」を開会いたします。本日の欠席委員は、議席番号2番 桑原 宏文委員、議席番号5番 安藤 久徳 委員 議席番号6番 谷崎 容子 委員、議席番号10番 芝 順子 委員 議席番号18番 福留 宣彦 委員 議席番号19番 畠中 温喜 委員です。本定例会は「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数が、出席しなければ開くことが出来ない事となっております。本日の出席委員数は、19名中13名の出席となりますので、会議は成立しております。それでは、「四万十市農業委員会総会会議規則第6条の規定」により、議長は農業委員会会長が務める事となっておりますが、本日は会長が欠席のため、議事の進行を会長職務代理者であります遠地 美千代委員にお願いいたします。

◆議長（遠地副会長）

それでは、本日の会議を開催いたします。議事録は事務局にお願いしまして、議事録署名委員さんは、議席番号13番 清水 優志 委員、議席番号14番 新玉 年一 委員 をお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は、2ページになります。
番号1。土地の表示は、大字 深木 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦20年の82歳の専業農家で、農作業への従事日数は210日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機をリースしているとのことです。申請地は自宅から約1キロメートルの距離となっております。耕作面積は80aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われれます。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 西土佐津野川 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦6年の38歳の専業農家で、農作業への従事日数は200日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦40年の父と、農作業暦10年の母の3人となっております。農機具につきましては、トラクター、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約2分の距離となっております。耕作面積は137aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われれます。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号3。土地の表示は、大字 間 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦20年の41歳の兼業農家で、農作業への従事日数は100日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦46年の父の二人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、耕運機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約10分の距離となっております。耕作面積は325aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回って

おります。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議長（遠地副会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号4番 加用委員（八束地区担当）

1番について説明します。先月の30日に現地確認を行いました。申請地の耕作状況ですが、田として耕作されており問題ありません。農作業の従事状況、下限面積、周辺地域との関係も問題ありませんのでよろしく願います。

◆議長（遠地副会長）

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号14番 新玉委員（西土佐橋・津野川・津賀地区担当）

事務局の報告どおりですが、28日譲受人の父と会い話を聞いてきました。専業農家で米ナスを作っています。問題ありませんのでよろしく願います。

◆議長（遠地副会長）

「3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

田についてですが31日に譲受人の父と面談しました。3条資格それから機械装備は父のを譲り受けたという形でうかがいました。稲作については充分クリアできる機械を持っています。問題ないと思いますのでよろしく願います。

◆議長（遠地副会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（遠地副会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 （遠地副会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請進達について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。番号1。土地の表示は大字大用以下議案書記載のとおりです。申請者についても貸人、借人とも議案書記載のとおりです。転用事由は太陽光発電用地です。3月30日会長と事務局で現地に向かい、富山地区担当の伊勢脇委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、太陽光発電用設備を設置するものです。場所につきましては富山郵便局前停留所から県道大用大方線を200メートルほど入りそこから北側方向に50メートルほど行ったところ。申請地に隣接する農地の所有者からは転用の同意を得ています。排水に関して雨水は自然浸透及び敷地周囲に溝を設置し、道路側溝、排水溝へ排水する計画です。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われ。申請地は10haの広がりがないその他の農地で、第2種農地にあたり、第3種農地に立地困難な場合には転用が許可できる土地ということになります。以上です。

続きまして番号2。土地の表示は具同田黒二丁目、以下申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。3月30日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3ページ、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については田黒橋から、130メートルほど西に位置する農地です。申請地の東側と北側は市道、西側と南側は宅地です。また排水に関しては、汚水及び雑排水は合併浄化槽を経て市道側溝へ排水、また雨水についても市道側溝へ排水する計画となっており、これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われ。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということになります。以上です。

◆議 長 （遠地副会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号11番 伊勢脇委員（富山地区担当）

先月30日事務局、会長とで現地確認を行いました。申請地は自分の地元でもあり、昔からよく知っている所です。何の問題はありませんが、農地法第5条の規定による許可申請進達については・・・。

しかしながら地元住民には太陽光発電をするに何の説明もないと。「農業委員はそんなこと知っているのか」と（聞かれた）。これは農地法のことですので、太陽光設置、その辺のことは関係がないのか。太陽光発電を設置するのに地元住民の同意とか・・・。農業委員会としてどうなのか。申請については問題ありませんが・・・。

◆議 長 (遠地副会長)

事務局よりお願いします。

○事務局

地元の住民が事業について知らされていないということですが、申請に関して隣接する農地については同意をもらっており、農業委員会への申請書提出も地元の方が出されに来ておりまして、ただ地元への説明会を開いたかまでは分かりません。審査の方は書類で処理をしておりますので地元で周知等の会の実施などは確認しておりませんでした。

○事務局

今の伊勢協委員の質問に対し、なおこの後県の方にも確認いたしまして、農業委員会としてそういった条件でありますとか、出来ることの事例があるかもしれませんので各農業員会の取組状況等も調べまして、その後、伊勢協委員に報告させていただきたいと思います。

◆議 長 (遠地副会長)

それでいいでしょうか。

◇議席番号 11 番 伊勢協委員 (富山地区担当)

はい。分かりました。

◆議 長 (遠地副会長)

続いて「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 15 番 具同地区 正木委員

5条の申請についてですが、現地については事務局の説明どおり都市計画区域の用途地域でございますので問題ありません。生活排水なんかについては浄化槽を通じて市道の側溝に流すということで問題ありません。よろしくお願いします。

◆議 長 (遠地副会長)

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 (遠地副会長)

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（遠地副会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（遠地副会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。なお、3番、5、6番についてはそれぞれ井上委員、篠田委員に係る案件となっておりますので先に1・2・4・7番を審議したいと思います。よろしく申し上げます。それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第3号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は4ページ、農用地利用集積計画書（案）は4-1、4-2ページになります。

それでは1番を説明いたします。借受人は秋田地区において、ピーマンの栽培を予定している認定新規就農者です。今回の申請は、新規の申請となります。申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの5ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。使用貸借期間は令和2年8月1日から令和17年7月31日までの15年間です。

続きまして2番。借受人は有岡地区において、主に水稻を栽培している認定農業者です。今回の申請は、新規の申請となります。申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は貸借権の設定で、賃借料は10aあたり米1俵分の現物です。期間は、令和2年4月6日から令和12年4月5日までの10年間です。

続きまして4番借受人は鍋島地区において、生姜の栽培を予定している担い手農家です。今回の申請は、新規の申請となります。申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの7ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は貸借権の設定で、賃借料は1、2年目は0円、3年目から10aあたり20,000円です。期間は令和2年5月1日から令和12年4月30日までの10年間です。以上、1、2、4番の借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、農用地全てにおいて農地を有効に活用すると見込まれますので利用集積計画案により利用権設定を行いたいと考えます。

続きまして7番ですが、借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。

本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は同じく5ページ、農用地利用集積計画書（案）は5-1ページになります。それでは7番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は4名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの10・11ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は使用貸借権の設定となっております。期間は令和2年4月6日から令和12年4月5日までの10年間となっております。以上です。

◆議 長 （遠地副会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。
「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 16 番 岡崎委員（中村地区担当）

4月4日5時頃、自宅へ向かい本人はいませんでした。借受人は21才とのことです。貸付人の孫です。借受人はピーマンのハウスにて研修中で、研修が終わり次第ピーマンのハウスでの栽培に従事することです。現在ハウスは建築中とのことです。なお、父親から一言言われたことを申し上げます。「私たちは市役所、農業員会の方へ行って全て話をしているのに何であなたが来たの」と言われました。私は「一応確認をしなければならないので確認に来ました」と言ってその場を立ち去りましたが、二重のことを聞くのでちょっと嫌な顔をしていましたが「よろしく」と言っていました。

◆議 長 （遠地副会長）

続きまして、「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 13 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

事務局の説明どおりで問題ありません。周辺でもこの方はすでに耕作をしており問題はありません。よろしく
お願いします。

◆議 長 （遠地副会長）

続きまして、「4番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 17 番 尾崎委員（東山地区担当）

農用地利用集積計画書（案）の4番について意見を言わせていただきます。申請人は古津賀にて稲作と生姜他を2.5ha余り耕作している専業農家です。これからも規模拡大して、こういう事業を利用する意欲ある農業者であることを確認してきました。今までに借りている農地も見てきましたが適格に耕作されているようです。私の目の届かないところは畠中委員にも聞いて「何の問題もない」とのことですのでよろしく
お願いします。

◆議 長 （遠地副会長）

「4番の関係委員さん」ですが、本日、畠中委員は欠席となっています。事務局へ「問題なし」ということで連絡があったとのことです。

◆議 長 （遠地副会長）

続きまして、「7番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

7番ですが中間管理事業を利用した案件でございます。後から出ますけど借受人も決まっています農業公社

にも確認しました。水稻を作る予定の事業です。問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

◆議長（遠地副会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（遠地副会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議長（遠地副会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、1・2・4・7番の一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議長（遠地副会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

◆議長（遠地副会長）

続きまして3番ですが、井上委員は退室をお願いします。

~~~~ 井上委員退室 ~~~

◆議長（遠地副会長）

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

続きまして3番。借受人は鍋島地区において、野菜を栽培している認定農業者です。今回の申請は、更新の申請となります。申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの7ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は貸借権の設定で10a当たり20,000円となっております。期間は、令和2年4月6日から令和12年4月5日までの10年間です。借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、農用地全てにおいて農地を有効に活用すると見込まれますので利用集積計画案により利用権設定を行いたいと考えます。

◆議長（遠地副会長）

続きまして、「3番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

皆さんご存知のように今退室された方が借受人です。全く問題ありません。



◆議長（遠地副会長）

「3番の関係委員さん」ですが、本日、畠中委員は欠席となっています。事務局へ「問題なし」ということで連絡があったとのこと。

◆議長（遠地副会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（遠地副会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（遠地副会長）

ご意見、ご質問が無いようですので、第3号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、3番の採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議長（遠地副会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

◆議長（遠地副会長）

井上委員に入ってもらってください。

~~~~ 井上委員入室 ~~~~

◆議長（遠地副会長）

続きまして「5、6番」ですが、篠田委員は退室をお願いします。

~~~~ 篠田委員退室 ~~~~

◆議長（遠地副会長）

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

続きまして5番借受人は西土佐大宮地区において、主に米ナス栽培をしている認定農業者です。今回の申請は、新規の申請となります。申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は貸借権の設定で、賃借料は10aあたり8,000円です。期間は、西土佐大宮字大ハシノ上2560番が令和2年4月6日から令和2年12月31日までの9か月間、字沖ギョウジダ2541番が令和2年4月6日から令和5年3月31日までの3年間です。続きまして6番借受人は5番と同じです。今回の申請は、更新の申請となります。申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの9ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は貸借権の設定で、賃借料は10aあたり8,000円です。期間は、令和2年4月6日から令和5年3月31日までの3年間です。

借受人は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たし、農用地全てにおいて農地を有効に活用すると見込まれますので利用集積計画案により利用権設定を行いたいと考えます。

◆議長（遠地副会長）

続きまして、「5・6 番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 14 番 新玉委員（西土佐橋・津野川・津賀地区担当）

事務局の説明どおりで問題ないと思います。よろしくお願いします。

◆議長（遠地副会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（遠地副会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第 3 号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、5・6 番の一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議長（遠地副会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

篠田委員に入ってもらってください。

~~~~ 篠田委員入室 ~~~~

◆議長（遠地副会長）

続きまして、第 4 号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第 4 号議案農用地利用配分計画案について説明いたします。議案書は、5 ページになります。本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。それでは、議案書の 5-1 ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。場所は議案書記載のとおりです。右側の貸付先ですが、黒潮町の担い手農業者に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの 10・11 ページ及び前のスクリーンをご覧ください。今回の農業者が選定された理由につきましては、議案書 5-2 ページをご覧ください。農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借受選定理由書です。対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上

位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議 長 (遠地副会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員 (具同地区担当)

農業公社を通じての貸付となります。土地が具同地区ですので私が説明をしますが、貸付先が黒潮町の方で本人には連絡が取れませんでしたので農業公社へ確認を取りました。黒潮町の認定農家でありましてTLCファームの方が生姜に作目を切り替えるということでTLCファームが作っていたところを引き継ぐということでございます。この契約も農業公社を通じて終えており間違いのないと思います。「借受人は頑張って耕作していく」との近くで耕作している方の意見もありました。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

◆議 長 (遠地副会長)

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 (遠地副会長)

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長 (遠地副会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案、農用地利用配分計画(案)につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議 長 (遠地副会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画(案)につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、委員の皆さんの方から何かございませんか。事務局の方から何かありませんか。

○事務局

【事務局報告事項】

形状変更の届が2件出ておりますので報告いたします。議案書と一緒に送付しております、別紙の「その他 形状変更届出について」をご覧ください。変更届につきましては、本市の農地の形状変更取扱要領第3条により届けを受理した場合には農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日、報告するものです。

番号1、土地の表示及び届出人は記載のとおりです。届出事由は、隣接地が埋め立てをしており、稲作が出来にくいので畑にしたいためとのことです。変更期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日となっております。

続きまして番号2、土地の表示及び届出人は記載のとおりです。届出事由は、果樹を植えるために埋め立てをして畑にしたいためとのことです。変更期間は、令和2年3月20日から令和2年4月20日となっております。以上です。

◆議長（遠地副会長）

その他何かございませんか。

～～～ 意見なし ～～～

他に無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和2年4月6日

議長 福留 寛彦

署名委員 清水 優志

署名委員 新玉 年一